

# 農業委員会だより

第70号  
発行  
令和2年3月20日  
編集・発行  
藤枝市農業委員会  
藤枝市岡出山2-15-25  
藤枝市役所南館1F  
TEL 054-643-3269 (直通)

藤枝市の経営耕地面積：1,311ha  
藤枝市の総農家戸数：2,617戸  
(2015年農林業センサス)

使える農地、使えるうちに、使える人へ！  
～待ったなし！農地利用の最適化！！～



農地利用の最適化について講演する農業委員会  
(藤枝市役所にて)

藤枝市の農地利用最適化推進の取組を視察に、三重県津市農業委員会が藤枝市役所を訪れました。視察研修では、東部（広幡・西益津・藤枝）地区の農業委員が東部地区農地利用最適化推進協議会の取組を紹介し、津市農業委員会のみなさんは熱心に聞き入っていました。

2020  
藤枝市はイタリア柔道・ライフル射撃チームの事前台宿地です。  
Forza Azzurri! 頑張れ イタリア代表!



全国農業新聞を  
読んでみませんか？



月4回金曜日発行  
購読料月700円(送料込み)

全国農業会議所が発行している農家の皆さんのための情報誌です。  
購読希望の方は、農業委員会事務局までご連絡下さい。

## 農業者年金に加入しましょう



終身年金。80歳前に亡くなられたら遺族に死亡一時金！

加入できる方：60歳未満で年間60日以上農業に従事している国民年金第1号被保険者の方

39歳以下の農業の担い手には、手厚い政策支援があります  
認定農業者、認定新規就農者で青色申告している人、またこれらの方と家族経営協定を結んでいる配偶者や後継者も対象となります

ライフステージに応じて保険料を変更できます  
収入が多いときは保険料を増やせば、全額収入から控除できます！

受取額をスマホで¥試算できます(〇〇) /



農業者年金は公的年金です  
少子高齢化時代に安心の  
積み立て方式、確定拠出型です



パンフレットご希望など詳細については、  
農業委員会事務局 (Tel.643-3269) までお問合せください

### 編集後記

あつという間の三年間。とにかく出席すること、よく聞いていることを念頭に置いて未熟ながらもなんとか皆様にについていくことができました。今、私の地区にある「(株)市之瀬の里」では、耕作放棄地を利用し改植を進め、碾茶用の新品種の苗を植える事業等に取り組んでいます。個人ではできませんが、仲間やればいいのではと考え、今後も集落内の放棄地が少しでも減少するよう努力していきます。そして他地区のモデルになればと期待しています。

今後、農業情勢が変化するなか、農業委員会では手に負えない数多くの問題が出てくるでしょう。ますます重要性を問われる大切な時期に入っているのかもしれないね。

私も残りの期間を頑張つて努めて参ります。事務局の皆様をはじめ、立派な委員の皆様方と楽しく活動し、勉強させていただけましたことを感謝申し上げます。

ありがとうございました。  
奥川 いづみ

### 農業委員会だより

市HPからも  
ご覧になれます



明るい未来の地球環境を考え  
地域に貢献する会社を目指します



(株)フジエダロード

〒426-0133 静岡県藤枝市宮原779番地  
TEL : 054-639-0799  
FAX : 054-639-0113

農地の売買をしたい  
農地の賃貸借をしたい  
農地転用したい

こんなときの許可・届出は…  
お近くの行政書士に  
ご相談下さい。

行政書士は農地法申請・届出のプロです。

静岡県行政書士会  
志太支部

## 令和2年度 藤枝市農業委員会受付等日程表

年 月 日	受付締切日	委員による 事前審査	地区代表審査	委員会総会	県農業委員会ネット ワーク構構意見聴取	
令和2年	4月	3月23日(月)	2日(木)	8日(水)	15日(水)	22日(水)
	5月	4月20日(月)	1日(金)	11日(月)	18日(月)	22日(金)
	6月	5月22日(金)	2日(火)	8日(月)	15日(月)	22日(月)
	7月	6月23日(火)	1日(水)	8日(水)	15日(水)	22日(水)
	8月	7月22日(水)	4日(火)	11日(火)	17日(月)	21日(金)
	9月	8月24日(月)	1日(火)	8日(火)	15日(火)	18日(金)
	10月	9月24日(木)	2日(金)	8日(木)	15日(木)	22日(木)
	11月	10月23日(金)	2日(月)	10日(火)	16日(月)	20日(金)
令和3年	12月	11月24日(火)	2日(水)	9日(水)	14日(月)	22日(火)
	1月	12月21日(月)	5日(火)	12日(火)	18日(月)	22日(金)
	2月	1月22日(金)	2日(火)	8日(月)	15日(月)	22日(月)
3月	2月19日(金)	2日(火)	8日(月)	15日(月)	22日(月)	

※日程は行事等により変更する場合があります。

### ※上記日程で審査される案件

- 農地法許可(3.4.5条許可・許可後計画変更承認) ○競売時買受適格証明 ○非農地証明
- 農業用施設証明 ○畑地への形状変更への同意 ○基盤強化法による利用権設定

※届出案件(法3.4.5条)、転用事実確認等は随時(市役所開庁日の8:30~17:15)受付届出受理まで2週間以内(申請内容に不備・不足のない場合)です。

- 必要書類の不備、不足の場合は受付できません。
- 受付締切日から委員による事前審査までの間に、事務局が現地調査を行います。
- 地区代表委員会・総会において事業内容等の説明をお願いする場合があります。
- 現地調査、事前審査、代表審査における指摘事項の状況により、総会に上程できない場合があります。
- 他法令等による許可・承認の必要な案件の場合は、その許可・承認と同時許可・受理となります。

藤枝市農業委員会事務局 電話 054-643-3269

- ※許可案件については、必ず申請する前に計画資料(図面等)を持参の上、相談を行ってください。
- ※締切日にかかわらず、早く提出のできる案件についてはなるべく早い提出をお願いします。

※ご注意ください：締め切りは日程の都合により早い月があります。



## 農地を農地以外のもの(宅地、駐車場、資材置場など)にする場合は農地転用の許可が必要です。

許可なく農地以外に使用した場合は「違反転用」となり、農地への原状回復をお願いすることになります。農地転用の計画がある場合は、まず農業委員会へご相談ください。

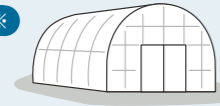
青空駐車場にした



資材置場にした



農業用施設を建てた※



廃棄の捨て場にした



建設残土の捨て場にした



※自ら耕作する農地に2a未満の農業用施設を建てる場合は許可を要しないこととなっていますが、まずは農業委員会に相談してください。



## 農業委員改選のお知らせ

令和2年度は任期満了による委員改選の年にあたることから、農業委員会では次期農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します。

### 【対象】

農業委員……農業に関する識見を有し、農地利用の最適化の推進に関する事項や農業委員会の所掌に関する職務を適切に行うことができる者  
農地利用最適化推進委員……農業に関する識見を有し、農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者

### 【定員】

農業委員17人 農地利用最適化推進委員14人

### 【任期】

令和2年7月20日~令和5年7月19日の3年間

### 【報酬】

30,000円(月額)



### 【主な活動内容】

#### 〈農業委員〉

- ・毎月1回開催される総会に出席し、農地法その他法令に基づく許認可など、農業委員会の意思決定を担います。
- ・農地利用最適化推進委員と共同で、各担当地域の農地の利用調整や、農地パトロールなどを行います。

#### 〈農地利用最適化推進委員〉

- ・各担当地域において農地の最適な利用に向けた、遊休農地対策や、担い手に対する農地集積、農地パトロールなどの活動を行います。
- ・毎月1回開催される総会に出席し、総会で審議される案件について、現地の状況などについて委員に意見を述べることができます。

### 【募集期間】

令和2年3月20日(金)から令和2年4月19日(日)

応募申込書については、事務局にて配布。HPからダウンロード可。

## 田を畑に転換する場合など

「農地の利用目的変更(形状変更)」の届出が変わりました



耕作目的で田に盛土して畑に変更するなど、農地の形状を変更する場合には、これまで「農地の利用目的変更(形状変更)」の届出をお願いしていましたが、届出の処理基準や手続きを明確なものとするため、今回「藤枝市農業委員会農地形状変更指導要綱」を制定しました。

これにより届出の処理基準や手続きがこれまでと一部変更となりますので、農業委員会にお尋ねください。

### 農地を形状変更する場合の注意点

- 工事前に農業委員会に届出を行い、農業委員会の同意を得た後に工事を行ってください。
- 農地形状変更指導要綱に定められた基準に沿った工事計画としてください。
- 用排水など、周辺農地の耕作に支障のない工事計画としてください。このため、事前に隣接地の耕作者など近隣に十分な説明を行い、承諾を得てから届出をしてください。
- 工事完了後は必ず農地として耕作してください。

※残土処分など、盛土自体が目的となる場合は、「農地転用」として農地法に定められた許可が必要です。事前に農業委員会にご相談ください。